1

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名:関東パラ陸上競技協会]

[記載日:2022.2.26

【対応状況に係る自己評価】

A:対応している

B:一部対応している

C:対応できていない

項目	対応状況
----	------

原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。

(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。

Α

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

団体に適用される法令は特定非営利活動促進法(NPO法)であると理解している。 NPO 法では定款の作成、3 人以上の理事と 1 人以上の監事を置くことが求められてると理解している。

同法 11 条に準じた定款の作成及び定期的な見直しを通じて、法令に則した団体運営を行っている。

(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。

Α

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

会員の氏名等の情報、競技記録等の収集、管理において個人情報保護法が適用されると理解している。

プライバシーポリシーを定めて HP に掲載しており、これに従って個人情報の保護・管理を実施している。

競技会等の開催において各会場の利用規定が適用されると理解している。 各競技会場の規定に従って施設を利用している。 (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。

Α

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

特定非営利活動促進法第十五条において理事三人以上、監事一人以上の設置が求められている。

要件を満たす体制を整備している。

また、東京都生活文化局 HP にて公開している定款にその体制を公開している。 計算書類及び事業報告について毎期の総会において決議・承認を行っている。

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。

(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。

Α

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

定款第3条に基本方針を定めている。

東京都生活文化局 HP にて定款を公開している。

原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。

В

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

団体内のコンプライアンス規程などは特に設けていない。

役職員に対して研修等への参加を促している。

2021年の参加実績は以下の通り。

日本パラ陸 ト競技連盟主催のコンプライアンス研修:5名

東京都障害者スポーツ協会主催のガバナンス講習会:2名

上記講習会を通じて暴力行為等が行われない環境を整備する必要性について理解 を促し、仮に発生した場合の適切な対処方法を教育している。

(2) 指導者,競技者等に対し,コンプライアンス教育を実施しているか,又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。

С

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

指導者、競技者等に対して定期的なコンプライアンス教育は行っていない。

原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。

Α

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

NPO 法第 27 条において計算書類等は正規の簿記の原則に則った会計簿に基づくことが求められている。

正規の簿記の原則に従った帳簿による財務・経理処理を内部規程を定め、領収書等の証憑に基づいて処理している。

税務処理においては外部の税理士に助言を受けており、その正確性の担保に努めている。

(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。

Α

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

東京都より「東京都障碍者スポーツ活動支援事業」の助成金を受けており、そのガイドラインが適用される。

内部の運用規定に代わり、東京都のガイドラインを団体内の手順として使用している。

ガイドラインを遵守した会計処理を実施し、東京都に報告している。

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。

В

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

特定非営利活動促進法第十五条において理事三人以上、監事一人以上の設置が求められている。

実務者の以外に1名以上の理事による確認及び監事による監査を実施すること、と 定款で定めており、要件を満たす体制を整備している。

また、東京都生活文化局 HP にて公開している定款にその体制を公開している。

計算書類及び事業報告について毎期の総会において決議・承認を行っている。

監事による会計の監視は、総会での決議のみであり監査形式をとっておらず定款 15 条に抵触すため、来期以降、監査形式での確認を実施する。

原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに,組織運営に係る¶	青報を積極
的に開示することにより,組織運営の透明性の確保を図るべきである	0
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	А
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
NPO 法において以下の開示が求められている。	
・事業報告書等(財産目録、貸借対照表、収支計算書を含む。事業年度オ	まより 3 ヶ
月以内に所轄官庁に提出)	
・役員名簿等	
・定款等	
これらを東京都生活文化局 HP にて公開している。	
	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	А
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
本セルフチェックシートを団体 HP にて公開している。	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合	•
│ ンスコード <nf 向け="">の個別の規定についても,その遵守状況につい</nf>	
•	いて自己説
明及び公表を行うべきである。	
明及び公表を行うべきである。 自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード <nf 向け="">の規</nf>	
明及び公表を行うべきである。 自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード < NF 向け> の規 (ある場合は下欄に記述)	
明及び公表を行うべきである。 自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード < NF 向け> の規 (ある場合は下欄に記述) 原則■について	
明及び公表を行うべきである。 自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード < NF 向け> の規 (ある場合は下欄に記述)	
明及び公表を行うべきである。 自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード < NF 向け> の規 (ある場合は下欄に記述) 原則■について	
明及び公表を行うべきである。 自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード < NF 向け> の規 (ある場合は下欄に記述) 原則■について	
明及び公表を行うべきである。 自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード < NF 向け> の規 (ある場合は下欄に記述) 原則■について	
 明及び公表を行うべきである。 自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード < NF 向け>の規(ある場合は下欄に記述) 原則■について (現在の取組状況,今後改善に取り組む事項等) 	
 明及び公表を行うべきである。 自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード < NF 向け> の規(ある場合は下欄に記述) 原則■について (現在の取組状況,今後改善に取り組む事項等) 	
 明及び公表を行うべきである。 自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード < NF 向け>の規(ある場合は下欄に記述) 原則■について (現在の取組状況,今後改善に取り組む事項等) 	
 明及び公表を行うべきである。 自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード < NF 向け> の規(ある場合は下欄に記述) 原則■について (現在の取組状況,今後改善に取り組む事項等) 	
 明及び公表を行うべきである。 自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード < NF 向け> の規(ある場合は下欄に記述) 原則■について (現在の取組状況,今後改善に取り組む事項等) 	